

「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

<目次>

1	概要	1
2	新旧対照表	3

「諮問を要しない軽微な事項について」
(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

令和4年1月20日
総務省
情報流通行政局

「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正

1. 改正理由

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正にあわせて、「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会決定第5号)の一部を改正する。

2. 改正内容

- 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第27条の2の2第2項の改正により、改正前の同項第1号が改正後の同項第1号イに、同項第2号が同項第1号ロにそれぞれ変更されるが、これを「諮問を要しない軽微な事項について」にも反映するもの。
- 施行規則第27条の2の2第2項第2号に新設された条件は「電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの」であり、該当性の判断が容易であることから、当該条件に合致する際にも諮問を不要とするよう、号の追加を行うもの。

3. 施行期日

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行日

改正後	改正前
<p>一〇五 「略」</p> <p>六 法第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 施行規則第二十七条の二の二第二項第一号ロに該当する電気通信役務を提供するものであって、報告規則第二条第一項の規定による契約等の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号イに規定する数を超えた場合</p> <p>2 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当する電気通信役務を提供することとなった場合</p> <p>3 報告規則第二条第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号イに規定する数を超えた場合</p> <p>七〇九 「略」</p>	<p>一〇五 「同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>1 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当する電気通信役務を提供するものであって、報告規則第二条第一項の規定による契約等の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号イに規定する数を超えた場合</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 報告規則第二条第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号イに規定する数を超えた場合</p> <p>七〇九 「同上」</p>

附 則

この規定は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第〇号）の施行の日から施行する。

諮問を要しない軽微な事項について

平成二十年九月三十日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第一回）	決定
平成二十七年十月三十日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第六十五回）	決定
平成二十九年九月一日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第八十回）	決定
平成三十年二月九日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第八十四回）	決定
平成三十年三月二十三日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第八十五回）	決定
平成三十一年一月二十五日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第九十二回）	決定
平成三十一年二月十五日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第九十三回）	決定
平成三十一年三月二十八日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第九十四回）	決定
令和三年二月十二日	情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第一百十回）	決定

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）
 第六十九条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、
 次のとおりとする。ただし、第一項から第七項までの規定に該当するもの
 であっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限り
 でない。

一 法第十二条の二第四項第二号ロ又はニの規定による電気通信設備の指
 定のうち、次に掲げるもの

- 1 次のイ又はロに掲げる場合における電気通信事業者が設置する電気
 通信設備の指定
 - イ 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下
 「報告規則」という。）第三条第一項の規定による固定端末系伝送
 路設備の設置状況に係る報告により算定された割合が電気通信事業
 法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」と

いう。）第四条の三第一項に規定する割合を超えた場合

ロ 報告規則第三条第二項の規定による伝送路設備の一端と接続され
 る特定移動端末設備の数に係る報告により算定された割合が施行規
 則第四条の四第二項に規定する割合を超えた場合

2 次のイ又はロに掲げる規定により指定された電気通信設備と同種の
 電気通信設備の指定

- イ 法第三十三条第一項及び施行規則第二十三条の二第一項
- ロ 法第三十四条第一項及び施行規則第二十三条の九の二第一項

二 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案の
 うち、施行規則第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新
 たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。

- 1 施行規則第十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率と
 して、同条第三項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用
 いるもの

- 2 施行規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの
- 三 法第三十条第六項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。）
- 四 法第三十三条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの
 - 2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの
 - 3 施行規則第二十三条の四第二項第十号の二に規定する通信量に関する基準（通信の宛先の数に関する基準を含む。）を緩和するもの
 - 4 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能のうち設置場所ごとに接続料が設定されているものについて、新たな設置場所を追加するため、これまでと同一の方式で接続料を設定するもの
 - 5 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備
- 五 法第三十三条第五項の規定による電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に関する事案のうち、当該機能に関する資産及び費用の整理（正味固定資産価額算定に用いる数値及び費用算定に用いる数値に係るものに限る。）に関するもの
- 六 法第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定のうち、次に掲げるもの
 - 1 施行規則第二十七条の二の二第二項第二号に該当する電気通信役務を提供するものであって、報告規則第二条第一項の規定による契約等の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合
 - 2 報告規則第二条第二項の規定による契約の状況の報告による利用者の数が施行規則第二十七条の二の二第二項第一号に規定する数を超えた場合
- 七 法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成のうち、次に掲げるもの
 - 1 法第五十条の十二の規定により記載するもの
 - 2 当該計画の別表第4に定める本人特定事項の確認方法を変更するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条及び第七条の改正に伴い同様の内容とする場合に限る。）
- 八 法第六十九条各号に掲げる事項に関する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 他の法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
 - 2 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更
- 九 前各項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したもの

附 則

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）附則第十一条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 一 機構法第九条の規定に基づく同法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令（平成三十年総務省令第六十一号。以下「省令」という。）第二条第二項第一号に規定する特定アクセス行為も係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
 - 2 省令第二条第二項第二号に規定する特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項
 - 3 省令第二条第二項第三号に規定する特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号